改正後

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基準財政需要額の算定方法（第五条―第十七条）
第三章　基準財政収入額の算定方法
第一節　都道府県分（第十八条―第三十条）
第二節　市町村分（第三十一条―第四十一条）
第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例（第四十二条―第四十四条）
第四節　補則（第四十五条）
第四章　錯誤にかかる措置（第四十六条・第四十六条の二）
第五章　合併市町村の特例（第四十七条―第五十条）
第六章　雑則
第一節　廃置分合又は境界変更があった場合の措置（第五十一条―第五十三条）
第二節　大規模な災害があった場合の特例（第五十四条）
第三節　意見の聴取（第五十五条）
附則

第一章　総則

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［略］

［2　略］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　略］

八　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

［4　略］

第二章　基準財政需要額の算定方法

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一～四　略］	［略］	［略］
五　道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡	キロメートル

改正前

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基準財政需要額の算定方法（第五条―第十七条）
第三章　基準財政収入額の算定方法
第一節　都道府県分（第十八条―第三十条）
第二節　市町村分（第三十一条―第四十一条）
第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例（第四十二条―第四十四条）
第四節　補則（第四十五条）
第四章　錯誤にかかる措置（第四十六条・第四十六条の二）
第五章　合併市町村の特例（第四十七条―第五十条）
第六章　雑則
第一節　廃置分合又は境界変更があった場合の措置（第五十一条―第五十三条）
第二節　大規模な災害があった場合の特例（第五十四条）
第三節　意見の聴取（第五十五条）
附則

第一章　総則

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［同上］

［2　同上］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～七　同上］

八　昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

［4　同上］

第二章　基準財政需要額の算定方法

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一～四　同上］	［同上］	［同上］
五　道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡	キロメートル